



# 和歌山市公報

令和5年（2023年）2月1日  
第1744号

発行所 和歌山市役所  
発行日 毎月 1日 15日

## 目次

### 【告示】

番号		ページ
28	公示送達（令和4年度第6期介護保険料督促状）	（介護保険課） 1
29	道路区域の変更及び供用開始	（道路管理課） 2
30	自転車等の移動及び保管	（まちなみ景観課） 2
31	自転車等の移動及び保管	（まちなみ景観課） 3
32	放置自転車等の処分	（まちなみ景観課） 4
33	公示送達（令和4年度後期高齢者医療保険料督促状）	（保険総務課） 4
34	公示送達（配当計算書）	（納税課） 4
35	公示送達（令和4年度随時第7期及び第3期から第6期まで国民健康保険料督促状）	（国保年金課） 5
36	公示送達（令和3年度介護保険料納入通知書並びに令和4年度介護保険料納入通知書及び介護保険料納入通知書（特別徴収））	（介護保険課） 5
37	道路区域の決定及び供用開始	（道路管理課） 5
38	道路区域の変更及び供用開始	（道路管理課） 6
39	公示送達（市県民税（普通徴収）督促状、固定資産税・都市計画税督促状及び軽自動車税（種別割）督促状）	（納税課） 6
40	公示送達（令和3年度国民健康保険料更正通知書並びに令和4年度国民健康保険料更正通知書及び国民健康保険料納入通知書）	（国保年金課） 6
41	公示送達（令和4年度国民健康保険料の還付通知書）	（国保年金課） 7

### 【公告】

- 開発行為に関する工事の完了
  - 開発行為に関する工事の完了
- （都市計画課） 7  
（都市計画課） 7

### 【企業局告示】

- 1 公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始
  - 2 和歌山市排水設備等指定工事店条例の規定による代表者氏名の変更の届出
- （企業総務課） 7  
（企業総務課） 8

## 【告示】

### 和歌山市告示第28号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料督促状の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料督促状は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 5 年 1 月 17 日

和歌山市長 尾花正啓

年度	期別	種別	備考
令和 4 年度	第 6 期	介護保険料	督促状の指定納付期限を令和 5 年 1 月 31 日に変更する。

(別紙省略)

(令和 5 年 1 月 17 日 揭示済)

**和歌山市告示第 29 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和 5 年 1 月 18 日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供する。

令和 5 年 1 月 18 日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	区域変更の区間	旧新別	延長 (m)	幅員 (m)
18-63	市駅湊線	和歌山市西蔵前丁 95 番地先 ～ 和歌山市西蔵前丁 95 番地先	旧	38.4	2.80
			新	51.5	3.00 ～ 5.70
18-63	市駅湊線	和歌山市北島 507 番 4 地先 ～ 和歌山市北島 507 番 4 地先	旧	42.9	2.80
			新	79.3	3.00 ～ 8.40

(令和 5 年 1 月 18 日 揭示済)

**和歌山市告示第 30 号**

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年条例第 9 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 5 年 1 月 20 日

和歌山市長 尾花正啓

## 1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
JR 和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和 5 年 1 月 10 日及び同月 14 日

## 2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第 9 条第 2 項に該当したため

## 3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏 167 番 1

電話 422-4100

## 4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 印鑑
- (4) 費用

自転車	1 台につき	2,500 円
-----	--------	---------

原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1 台につき	4, 0 0 0 円
-------------------------------	--------	------------

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日並びに 1 月 2 日、同月 3 日及び 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話 4 3 5 - 1 0 8 2

(令和 5 年 1 月 2 0 日揭示済)

**和歌山市告示第 3 1 号**

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年条例第 9 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第 1 0 条第 1 項の規定により告示する。

令和 5 年 1 月 2 0 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上及び城東公園	令和 5 年 1 月 4 日及び同月 1 3 日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第 9 条の 2 第 2 項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏 1 6 7 番 1

電話 4 2 2 - 4 1 0 0

4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 印鑑

(4) 費用

自転車	1 台につき	2, 5 0 0 円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1 台につき	4, 0 0 0 円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日並びに 1 月 2 日、同月 3 日及び 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

## 6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話 4 3 5 - 1 0 8 2

(令和 5 年 1 月 2 0 日 掲 示 済)

## 和歌山市告示第 3 2 号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年条例第 9 号）第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第 4 項の規定により告示する。

令和 5 年 1 月 2 0 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

## 1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して 9 0 日を経過したが、引取りがないため

## 2 処分年月日

令和 5 年 1 月 2 1 日

## 3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
J R 和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和 4 年 1 0 月 8 日及び同月 1 4 日	令和 4 年 1 0 月 2 1 日
J R 和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和 4 年 1 0 月 6 日	令和 4 年 1 0 月 2 1 日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和 4 年 1 0 月 4 日	令和 4 年 1 0 月 2 1 日
南海和歌山大学前駅周辺自転車等放置禁止区域	令和 4 年 1 0 月 4 日	令和 4 年 1 0 月 2 1 日
和歌山市内一円市道上、せせらぎ運動公園及び無料駐輪場	令和 4 年 1 0 月 3 日、同月 5 日、同月 6 日、同月 7 日、同月 1 2 日及び同月 1 3 日	令和 4 年 1 0 月 2 1 日

## 4 処分自転車等の保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏 1 6 7 番 1

電話 4 2 2 - 4 1 0 0

(令和 5 年 1 月 2 0 日 掲 示 済)

## 和歌山市告示第 3 3 号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料督促状が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）第 1 1 2 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料督促状は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 5 年 1 月 2 4 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

年度	種別	備考
令和 4 年度	後期高齢者医療保険料	納期は、令和 5 年 2 月 1 0 日に変更する。

(別紙省略)

(令和 5 年 1 月 2 4 日 掲 示 済)

## 和歌山市告示第 3 4 号

配当計算書を送達すべきところ、住所及び居所が明らかでないため送達できないので、和歌山市税条例（昭和 29 年条例第 30 号）第 16 条の規定により次のとおり告示する。

なお、送達すべき配当計算書は納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 5 年 1 月 25 日

和歌山市長 尾花正啓

（登載省略）

（令和 5 年 1 月 25 日 掲示済）

### 和歌山市告示第 35 号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により告示する。

なお、督促状は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 5 年 1 月 25 日

和歌山市長 尾花正啓

年度	期（月）別	種別	備考
令和 4 年度	随時第 7 期 第 3 期 第 4 期 第 5 期 第 6 期	国民健康保険料	督促状の指定納期限を令和 5 年 2 月 6 日に変更する。

（別紙省略）

（令和 5 年 1 月 25 日 掲示済）

### 和歌山市告示第 36 号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料納入通知書は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 5 年 1 月 30 日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別	備考
令和 3 年度	介護保険料納入通知書	
令和 4 年度	介護保険料納入通知書 介護保険料納入通知書（特別徴収）	令和 4 年度第 8 期の納期は令和 5 年 2 月 9 日に変更する。

（別紙省略）

（令和 5 年 1 月 30 日 掲示済）

### 和歌山市告示第 37 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、道路区域を次のように決定し、令和 5 年 1 月 30 日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供する。

令和 5 年 1 月 30 日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	起点 終点	延長 (m)	幅員 (m)
22-125	和歌山大学前線	和歌山市中638番1地先 和歌山市中649番1地先	203.7	13.75 ～ 20.00

(令和5年1月30日揭示済)

**和歌山市告示第38号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和5年1月30日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和5年1月30日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	区域変更の区間	旧新 別	延長 (m)	幅員 (m)
23-66	楠見66号線	和歌山市大谷561番1地先 ～ 和歌山市大谷529番地先	旧	38.1	2.50 ～ 3.50
			新	38.1	5.50 ～ 7.70

(令和5年1月30日揭示済)

**和歌山市告示第39号**

市県民税（普通徴収）督促状、固定資産税・都市計画税督促状及び軽自動車税（種別割）督促状を別紙の者に送付したところ、住所又は居所が明らかでないため送達できないので和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により告示する。

なお、送達すべき督促状は、納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年1月31日

和歌山市長 尾花正啓

(別紙省略)

(令和5年1月31日揭示済)

**和歌山市告示第40号**

次の書類に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないためその書類の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき書類は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年1月31日

和歌山市長 尾花正啓

年度	種別	備考
令和3年度	国民健康保険料更正通知書	納期は、令和5年2月21日に変更する。
令和4年度	国民健康保険料更正通知書	納期は、令和5年2月21日に変更する。
令和4年度	国民健康保険料納入通知書	納期は、令和5年2月21日に変更する。

(別紙省略)

(令和5年1月31日揭示済)

**和歌山市告示第41号**

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため、還付通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき書類は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年2月1日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 送達書類の名称 令和4年度国民健康保険料の還付通知書
- 2 交付期限 告示日より7日を経過した日から2年  
(別紙省略)

(令和5年2月1日揭示済)

**【 公 告 】**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和5年1月23日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市西字森692番6、693番4、森小手 穂字森1259番3	和歌山市出島272番地1 株式会社いづみ電機商会 代表取締役 吉田 稔

(令和5年1月23日揭示済)

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和5年1月30日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市新庄字大道端478番、水路	和歌山市西浜1660番地33 株式会社シーグラン 代表取締役 高井眞次
和歌山市神前字貝原670番3	和歌山市寺内420番地1 メリープラッツ I 1 02号 宮田枝里子

(令和5年1月30日揭示済)

**【 企 業 局 告 示 】****和歌山市企業局告示第1号**

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、告示の日から 2 週間、和歌山市企業局経営管理部営業課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 1 月 1 8 日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典 男

## 1 公共下水道の供用開始

### (1) 供用を開始すべき年月日

令和 5 年 2 月 1 日

### (2) 下水を排除すべき区域

ア 和歌川終末処理場に下水を排除すべき区域

新和歌浦、鷹匠町 5 丁目の一部

イ 中央終末処理場に下水を排除すべき区域

紀三井寺、黒田、毛見、小雑賀、中島、布引、今福 5 丁目、西小二里 2 丁目、西浜 3 丁目、松ヶ丘 2 丁目の各一部

ウ 北部終末処理場に下水を排除すべき区域

加太、木ノ本、古屋、島橋北ノ丁、島橋西ノ丁、西庄、松江西 2 丁目の各一部

### (3) 供用を開始しようとする排水施設の位置

前号表示の区域内

### (4) 供用を開始しようとする排水施設

分流式 新和歌浦、紀三井寺、黒田、毛見、布引、今福 5 丁目、西小二里 2 丁目、西浜 3 丁目、松ヶ丘 2 丁目、加太、木ノ本、古屋、島橋北ノ丁、島橋西ノ丁、西庄、松江西 2 丁目の各一部

合流式 小雑賀、中島、鷹匠町 5 丁目の各一部

## 2 終末処理場による下水の処理の開始

### (1) 下水の処理を開始すべき年月日

令和 5 年 2 月 1 日

### (2) 下水を処理すべき区域

前項第 2 号で下水を排除すべき区域とした表示の区域

### (3) 下水の処理を開始しようとする終末処理場の位置及び名称

ア 和歌山市塩屋 5 丁目 3 番 4 1 号 和歌川終末処理場

イ 和歌山市三葛 5 1 0 番地の 1 中央終末処理場

ウ 和歌山市本脇 6 5 3 番地の 2 北部終末処理場

(令和 5 年 1 月 1 8 日揭示済)

## 和歌山市企業局告示第 2 号

和歌山市排水設備等指定工事店条例（平成 1 3 年条例第 2 6 号）第 9 条の規定により代表者氏名の変更の届出があったので、同条例第 1 8 条第 6 号の規定により告示する。

令和 5 年 2 月 1 日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典 男

指定番号	第 5 5 7 号
変更年月日	令和 5 年 1 月 2 5 日

	変更前	変更後
指定工事店名	株式会社蔭山組	
営業所所在地	和歌山市中島 5 4 7 - 3	
代表者氏名	代表取締役 蔭山昌平	代表取締役 蔭山耕造

(令和 5 年 2 月 1 日揭示済)